

令和7年4月入園

認定こども園・保育所・幼稚園等

入園募集要項を希望する園等で配布します

施設の一覧など詳しくは、市HPや窓口で配布する募集要項等をご覧ください。



市HP  
窓口配布

● 認定こども園、保育所、小規模・事業所内保育施設…「施設一覧表」  
〈配布場所〉各区子育て支援課窓口等

● 幼稚園…「しずおか子育てハンドブック」  
〈配布場所〉各区子育て支援課窓口、市内の保健福祉センター・子育て支援センター等

問合せ

幼保支援課 ☎354-2630



認定区分



認定こども園・保育所・小規模保育施設等に入園を希望する場合には、各施設への利用申込みとは別に、子どもの年齢と保育の必要性に応じた認定の申請が必要です。  
※2号、3号の認定を受けるには、**保育を必要とする事由**に該当することが必要です。

| 認定区分 | 対象年齢  | 利用の時間・形態        | 利用できる施設              |
|------|-------|-----------------|----------------------|
| 1号   | 満3歳以上 | 4時間程度(教育標準時間)   | 認定こども園               |
| 2号   | 満3歳以上 | 保育標準時間(最長11時間)  | 認定こども園・保育所           |
| 3号   | 満3歳未満 | または保育短時間(最長8時間) | 認定こども園・保育所・小規模保育施設など |

保育を必要とする事由▶保護者のいずれもが、①～⑧のいずれかに該当し、子どもを家庭で保育できない場合、2号または3号の認定となり、認定こども園・保育所等を利用することができます。

①月60時間以上の就労(フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む) ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障がい ④同居または長期入院等している親族の常時介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動(起業準備を含む) ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む) ⑧虐待・DV防止

募集要項配布と申込受付期間

募集要項は、9/17(火)から配布します。

◎認定こども園・保育所・小規模保育施設等

| 施設種別           | 要項配布・申込受付場所               | 申込受付                                          |
|----------------|---------------------------|-----------------------------------------------|
| 私立認定こども園       | 希望する園                     | 10/1(火)～園指定日<br>▶園指定日は、希望する園に確認               |
| 市立認定こども園       |                           | 10/1(火)～7月)                                   |
| 私立認定こども園       | 第1希望の園<br>または<br>各区子育て支援課 | 第一次選考:10/1(火)～31(木)<br>▶第1希望の園か各区子育て支援課へどうぞ ※ |
| 市立認定こども園       |                           |                                               |
| 私立保育所、小規模保育施設等 |                           |                                               |

※面接の日程上、なるべく10/15(火)までに提出してください。10/31(木)を過ぎても申込みできますが、各園の状況によっては、第一次選考で定員枠に達する場合があります。

◎幼稚園

| 施設種別  | 要項配布・申込受付場所 | 申込受付                          |
|-------|-------------|-------------------------------|
| 私立幼稚園 | 希望する園       | 10/1(火)～園指定日<br>▶園指定日は、希望園に確認 |

※静岡大学教育学部附属幼稚園の一次募集の申込受付は8/20(火)、21(水)です。

障がい児等・医療的ケア児の受入れ

市立こども園と私立園では、集団での保育を受けることが可能であり、障がいや発達に気になるところがある満3歳以上の子どもについて、受け入れ可能な範囲で入園を受け付けます(市立こども園の受け入れは、各園年齢ごと、1号認定▶園児数のおおむね15%、2号認定▶園児数のおおむね10%)。また、市立こども園では、集団保育が可能な医療的ケア児の入園も受け付けます。第1希望の園に相談のうえ、医療的ケア児(1・2・3号認定)・障がい児等(1号認定)は10/7(月)、障がい児等(2号認定)は10/11(金)までにお申し込みください。  
私立園については、早めに各園にお問い合わせください。

幼稚園・保育所・認定こども園などの利用の無償化

新規に「利用の無償化」を受けるためには、申請が必要です。

幼稚園、保育所、認定こども園等

★3～5歳の利用が無償

★0～2歳の第2子以降の利用が無償

★住民税非課税世帯の0～2歳の利用が無償(幼稚園は、月額2万5,700円まで無償)

認可外保育施設等(保育の必要性の認定を受けた場合)

★3～5歳は、月額3万7,000円まで無償

★住民税非課税世帯の0～2歳は、月額4万2,000円まで無償

4月から市独自で開始 詳しくはこちら

★住民税課税世帯の第2子以降の0～2歳は、月額1万9,000円まで軽減

幼稚園・認定こども園の預かり保育(保育の必要性の認定を受けた場合)

★3～5歳は、月額1万1,300円まで無償

★住民税非課税世帯の満3歳は、月額1万6,300円まで無償

就学前の障がい児発達支援

★3～5歳の利用が無償

★0～2歳の第2子以降の児童で、一定の要件を満たす場合は無償

問合せ

無償化全般

幼保支援課 ☎354-2626

障がい児の発達支援(入所について)

児童相談所 ☎275-2871

障がい児の発達支援(通所について)

障害者支援推進課 ☎221-1098

手続きなどは、こちらを見てね

10月から児童手当が制度改正(拡充)されます

改正点

● 所得制限の撤廃

● 支給対象児童を中学生年代までから高校生年代までに延長

● 第3子以降の支給額の増額(月額3万円)

● 第1子、第2子、第3子の考え方の変更

● 支給回数が年3回から年6回(偶数月)に変更

※申請が必要な可能性がある人(市が確認できる人に限る)には、8月末から順次、市から案内を発送 限 一次締切▶10/31(木)必着

問合せ 児童手当制度改正事務局 ☎354-2370

担当:子ども家庭課 ☎354-2649

初回支給(10～11月分)は12月の予定です。

詳しくは、市HPをご覧ください▶

児童扶養手当のお知らせ

7～8月分の児童扶養手当を9/11(水)に振り込みます。現況届が未提出の人など、支給が決定していない人には振り込みできません(一部支給停止適用除外事由届出書が未提出の人は、支給額の2分の1が支給停止になる場合あり)。

問合せ 各区子育て支援課(葵 ☎221-1093 駿河 ☎202-5815 清水 ☎354-2120)、蒲原出張所 ☎385-7790

保育のしごと出張相談会

※当日、直接会場へ(無料)。託児なし。子ども連れ可

| とき      | ところ   | 内容        |
|---------|-------|-----------|
| 9/11(水) | 13:30 | 駿河区役所3階   |
| 9/25(水) | 15:30 | 市役所清水庁舎3階 |

就職相談、保育施設PR、保育職のためのミニセミナー

問合せ しずおか保育士・保育所支援センター ☎271-2110 担当:幼保支援課 ☎354-2622

保育の仕事を探している人、保育の仕事に興味のある人、ぜひお越しください。

詳しくは、こちら▶

